

# 一九世紀イギリスにおける市民社会論

—晚期J・S・ミルの女性選挙権論を中心として—

## 下 條 慎 一

(武藏野大学非常勤講師)

はじめに

一 一八六九年以前

二 一八七〇年

三 一八七一年以後

おわりに

はじめに

本稿は、一九世紀イギリスにおける市民社会論を、晚期ジョン＝スチュアート＝ミル（一八〇六—

一八七三年）の女性選挙権論に焦点をあてて考察するものである。とくに東西冷戦が終結していくなかで、一九八〇年代以降に東欧諸国の民主化や西欧諸国的新自由主義による貧富の格差の拡大などを背景として「市民社会」は権力を行使する「国家」とも、私的利害を追求する「市場」ともことなつて、自発的に公共利益を志向する領域として脚光をあびるようになった。すでにミルは『自由論』において「自発的な結社による授産的・博愛的な事業運営」の重要性を認識していた。かれは「国家に直接依存しない、自主的に組織する」「市民社会」を「國家の介入」によって「窒息」させないよう「保護・再生」しようとした。かれは「市民の自発的結社（association）の存在とそこでの自治を自由の条件とみな」した。それは「近代市民社会の基本的な原理」であった。こうしたミルの思想は現代の市民社会論の系譜のなかに位置づけられる。<sup>〔1〕</sup>本稿の主たる考察対象は、かれが庶民院議員をしりぞいた一八六八年以後に女性選挙権の実現をめざして展開した思想と運動におかれる。議員在職中と当選前については拙稿「庶民院議員J・S・ミルの女性選挙権論」『法学新報』第一一二巻第七・八号（一九〇六年）と同「J・S・ミル女性選挙権論の形成」『法学新報』第一一三巻第一一・一二号（一九〇七年）を参照していただきたい。

## 一　一八六九年以前

一八六八年の選挙結果は女性選挙権の運動にとって不利となつた。<sup>〔2〕</sup>当選したトーリー党議員のなかでも自由党議員のなかでも、女性選挙権に賛成するものは減少し、ほんの少数となつたからである。こうした状況において、この問題を庶民院にとりあげさせるもつとも賢明な方法は、請願であった。ミルは女性が投票権の獲得

をめざして、法律の改正を辛抱づよく要求しつづけることのぞんだ。<sup>(3)</sup> この請願は女性が「政治的権利」と「自由」を享受するにふさわしい存在となるための「着実にしてしづかな、ねばりづよい努力の重要な訓練」であった。<sup>(4)</sup> 女性参政権の承認は「重要な社会的改良」であった。<sup>(5)</sup>

ミルはまま娘ヘレン・テイラとともに、女性参政権の承認をもとめる請願を作成した。<sup>(6)</sup> 一八六九年に女性選挙権全国協会はイングランドのすべての選挙区から、女性選挙権を支持する請願を各選挙区の議員のひとりにとどけて、国会に提出するようつとめることを決定した。<sup>(7)</sup> ミルはこれをうけて、ストウク在住の女性選挙権に関心をよせる労働者ウイリアム・ウッドに、同選挙区で請願の署名をあつめてくれるよう要請した。<sup>(8)</sup>

一八六九年四月二十五日にミルはエリザベス・ケイディー・スターントンにてがみをかいた。<sup>(9)</sup> かの女は奴隸制廃止論者ヘンリープルースターネントンの妻にしてアメリカにおける女権運動の指導者で、一八四八年にニューヨークのセニカ・フォールズにおける女性の権利大会をリュクリーシャ・モットと開催し、一八五一年からスザン・B・アンソニーと協力して女性選挙権運動を展開してきた。<sup>(10)</sup> ミルのてがみは、一八六九年五月一二・一三日にニューヨークのスタインウェイ・ホールで開催されたアメリカ同権協会の集会をひかえてしたためたものだつた。<sup>(11)</sup> スターネントン夫人は同協会の副会長をつとめていて、この集会をおえるときに創設された全国女性選挙権協会の会長に選出された。ミルはてがみのなかで、解放された黒人に参政権をみとめようとしているアメリカが女性の隸属に終止符をうつことを期待し、「ふるい偏見」を打破して女性の「政治的平等」を獲得すべく、この集会が成功することを祈念した。

イギリスでは無数の女性が国政選挙権の承認をもとめて国会に請願を提出していく、アメリカにみられるような女性の権利全般のために運動する定期的な大会や組織はなかつたけれども、女性が参政権を獲得するとい

う限定された目的をもつて組織・運営している多数の活動的な団体が存在した。<sup>(12)</sup> ロンドン女性選挙権全国協会もそのひとつであつて、女性選挙権を支持する請願を国会に提出しようとしていた。ミルはこの運動にたいするチャールズ＝ブラドローの助力を、同協会の要人だつたクレメンティア＝テイラ（ピータ＝アルフレッド＝テイラ夫人）——ちなみにかの女のほかに、ヘンリ＝フォスイットの妻ミリスント＝フォスイットと、フランシス＝パウア＝コブと、ジョン＝ブライトの妹にしてジェイカブ＝ブライトの姉であるマーガレット＝リューカスと、トマス＝ヘアの娘キャサリン＝ヘアが、ロンドン女性選挙権全国協会の実行委員会委員をつとめていた<sup>(13)</sup>——に報告し<sup>(14)</sup>、ブラドローに札状をおくつていて<sup>(15)</sup>。ブラドローは宗教上の自由思想と政治改革の率直な主唱者で、一八六八年に庶民院議員に当選することをめざしてミルの支援をうけた。ミルが無神論者としてしられていたブラドローを応援したことは、ミルの落選の一因となつた。

一八六九年四月一八日にミルはジューリア＝ウォード＝ハウにてがみをかいた。<sup>(16)</sup> かの女はニューヨーク＝ランド女性選挙権協会の会長であった。同協会はその前年にボストンでルーシ＝ストゥンが創設したもので、ウェンドル＝ファリップスのような卓越した改革家も会員であつた。同協会はアメリカ合衆国憲法修正第一五条において黒人のほかに、女性に参政権をあたえることに失敗していたため、修正第一六条をめざしていた。一八六九年五月二六日に同協会はボストンのホータカルチュラル＝ホールで公開集会を開催した。この集会への出席を要請されたことを「光榮」におもいながらも、それがかなわないことを記したミルのてがみは、翌二七日に『ニューヨーク＝トリビューン』に掲載された<sup>(17)</sup>。

一八六九年にイギリスでは都市自治体における女性参政権が承認された<sup>(18)</sup>。ミルは国政にかんしても同様のことを探し<sup>(19)</sup>、かれは同年七月一七日にコンディット街の建築協会ギャラリーで開催されたロンドン女性選挙権

全国協会の集会で演説した。<sup>(23)</sup> 多数の男女がこの集会に参加した。<sup>(24)</sup> 司会のクレメンティア・テイラは開会の辞のなかで、過去一年間におけるロンドン女性選挙権全国協会の発展と成功の大部分がミルの「大胆にして雄弁な唱道」の成果であつて、グレイト＝ブリテンのあらゆる女性がミルに「ふかい恩義」をおつてはいるとのべた。ミルは起立して、声高につづく拍手喝采にむかえられた。かれによれば女性選挙権の承認は「現実的な問題」となつていた。<sup>(25)</sup> 「抽象的な権利のためのたんなる抗議」にすぎなかつたものが「多数の活動的な支持者の真摯に追求する明確な政治目的に成長した」のである。「正義の原理」のなかで育成され「進歩の要素」を確信した「才能と影響力を有する少数の女性」が「あらゆる高貴な国民の熱望する光榮な自由の恩恵」を共有することを女性のために要求して「予期しない多数の女性」がその周囲に集結した。<sup>(26)</sup> これらの女性は「ながいあいだ沈黙」してきたけれども選挙権をのぞんでいた。それは「何年ものあいだ女性選挙権をもとめる請願に署名した多数のひとびとが証明して」いた。女性が男性との政治的な平等を要望しなかつたのは「不満足な状況を我慢する」というのが「上品にして温和な一種の作法」とされてきたからである。女性選挙権をもとめる運動は、ミルの予期しなかつたほどの熱烈にして熱心な支持者の共感を喚起した。

この運動を推進した第一の要因は「自然な正義感」であった。ミルたちはそれにもとづいて男性の「特権」と女性の「無資格・資格剥奪」と格闘し、男性を「厚遇」して女性に「門戸をとざす」という「恣意的な優先」に抗議し、「男女双方にとっての平等な好機・機会と自己防衛のための平等な手段」を要求した。選挙権は「それ以外の権利を保障する唯一の手段」であった。

女性選挙権運動を促進した第二の要因は「時代の進歩」である。すなわち「道徳的なちからが物理的なちからよりも、社会的な影響力が暴力よりも、権利意識が権力者の法律よりも、それぞれますます優勢になりつ

つ」あつた。また「よわいひとびと、身分のいやしいひとびと、しいたげられたひとびとを上昇させようとする」「博愛精神」が存在した。「政治的権利を拡張」して、あらゆるもののが「法律を制定・執行するひとたちをえらぶさいの発言権をもつてはじめて十分に保護されるとみなす」「民主主義の精神」が存在した。<sup>(25)</sup>「もちろんの制限を撤廃して、もうもろの障壁を破壊して、法律か慣習がひとびとを、かれらのために整備された環境にしばりつけずに、かれらに自由に自分自身の環境を整備させる」「自由貿易の精神」が存在した。<sup>(26)</sup>さらに「人間の進歩と幸福」とは「受動的に世話をされる」ことではなくて「能動的に自己発展する」ことに存するといふことがあきらかになつた。人間を「その本質的な価値によつて、すなわちかれらがなんであるか、なにをするかによつて評価する習慣」と「かれらの出自によつて、偶然か法律にもとづいてあたえられた階級によつて評価しない習慣」が確立してきた。

こうした「時代の精神」のもとですすめられるさまざまな社会改革は、女性参政権の賦与とたがいに助長しあうものであつた。たとえば教育改革である。「社会のまさに底辺」から「上層部」までの適切な国民教育があつてはじめて国家の繁栄が可能となる。第二次選挙法改正後に、いつそうおおくの国民教育の必要性が明白になつた。<sup>(27)</sup>この国民教育を、女性の直接的な助力をえずにはどこすことは不可能であった。女性がおさないこどもの最良の教師であることは、ひらくみとめられていて、多数の女性が教職につくことを熱望していた。普通教育がもつとも広範に普及しているアメリカ北部諸州では、すでに大多数の教師が女性であった。これらの女性は有能な教師であつて、将来、おしえごの男子生徒によつて政治的な支配権を一方的にふるわれるのは信じられないことであつた。こうした女性が投票権を行使する方法をおしえた男性よりも投票に不適格か、その資格がないとはかんがえられなかつた。ミルは、こうした男性のなかで、女性に投票権をあたえよう

としないものがいるならば、その顔をみてみたいと皮肉をのべて喝采をうけている。

貧民すなわち公的扶助をうけている生活保護者にかんする問題は、イギリスのあらゆる思想家と良心的な公務員をなやませていた。この問題を解決するには、女性の参加が不可欠であつた。救貧院と救貧病院は不適切に運営され、不品行な略奪がおこなわれ、被収容者は残酷に無視・虐待してきた。こうした非道な行為を発見したのは、検査官たる男性ではなくて、たんなる訪問者たる女性であつた。<sup>(28)</sup> 救貧院を運営するのに最適のひとは、家政の方法をもつとも熟知する女性であつた。それは「女将のいない快適な宿屋がほとんどない」のと同様であり、軍隊の兵站部における巨額の横領も、女性の参加によつて改善しうるものであつた。あらゆる公共支出の監督・管理にふさわしいのは、家政の監督・管理をしてきた女性であつた。

女性はおおくの重要な公的機能をはたすことを否認されてきたけれども、看護師になることは「特権」的に承認されてきた。ミルは女性に医療教育をほどこして、女性医師を育成すべきであると提唱し、それによつて女性が「市民権という共通の特権」を獲得することを展望した。<sup>(29)</sup> 女性のしが」とは「餓鬼と酒代をつくること」<sup>(30)</sup>だけではなかつた。女性の高等教育と政治的解放とはかららず同時に前進する。選挙権を獲得すれば、既婚女性が自分自身の財産の所有者となることや女性が高等教育をうけることなど、女性にとつてのぞましいことはみな、最終的に随伴するにちがいなかつた。<sup>(31)</sup> 「自分自身を保護しうるものと、他者のなすがままにあるものとの、重要な実際上の相違点・分水嶺」は参政権にあつた。アメリカの黒人が真に自由になるには、奴隸制度の廃止だけでなく、選挙権が不可欠だつた。選挙権のみが女性に平等な発言の機会と公正なあつかいを保障する。<sup>(32)</sup> 選挙権は女性の教育・財産・職業をめぐる状況の改善を促進するもつとも確実な手段であつた。ミルは演説のおわりに「性別を、政治的権利の行使をみとめない根拠とするのはもつとも不正で無分別である」という

決議を提案し、承認された。

ウッドは自分の在住するストウクで女性選挙権にかんする公開集会が講演会を開催して、女性選挙権運動を指導する女性に演説してもらうことをのぞんでいた。ミルはこの要望をかなえるべく、この運動のもつとも「活動的にして賢明にして有能な支援者」であるフォスイット夫妻かクレメンティア・テイラに演説を依頼する<sup>(34)</sup>とウッドに確約する。<sup>(35)</sup>ミルはこの約束にしたがつてフォスイット夫妻とクレメンティア・テイラにてがみをしたためて、ウッドを「ながいあいだわたくし「ミル」の文通者であつた、わたくしがこれまで文通してきたもつとも思慮にとんだ分別のある労働者のひとりである、ポッタリーズの労働者」・「わたくし「ミル」の労働者の文通者のひとりで、そのなかのもつとも思慮にとんだ知的な、ストウクのハンリ在住の、最近ロンドン女性選挙権〔全国〕協会の会員となつた」人物と紹介し、ウッドの要請を受諾してくれるよう懇願した。<sup>(36)</sup>

ミルはアメリカの女性選挙権論者パライナ・ケロッグ・ライト・デイヴィスから、一八七〇年一月十九日にワシントンDCで開催された女性選挙権大会に招待された。かれは訪米することができなかつたけれども「アメリカの運動の支持者はイギリスからの直接の個人的な協力をまつたなしですませることができるので」それをさほど残念におもわなかつた。<sup>(37)</sup>一八六九年八月二十五日にローワードアイランドのニューポートで女性選挙権大会が開催されたとき、デイヴィスはミルが女性の権利を擁護してくれたことに謝意を表する決議と、一八五〇年に死去したアメリカの女性選挙権論者マーガレット・フラとハリエット・テイラ・ミルに弔意を表する決議を提案した。<sup>(38)</sup>ミルは「これをとてもよろんこんだ。かれは「少年時代」から「正義」にもとづいて「信念」をもつて女性選挙権を「支持」してきたけれども、それがもたらす「あらゆる重要な道徳的・社会的利益」をミルにおしえたのはハリエットであった。

## 一一 一八七〇年

19世紀イギリスにおける市民社会論

一八七〇年三月二六日にロンドンのハノウヴァーリスクエア・ルームズでロンドン女性選挙権全国協会の集会が開催された。たくさんのひとがこの集会に出席した。<sup>(39)</sup> ミルは起立して、たびかさなる喝采で歓迎された。かれは「女性が固有にして不可避の必要にせまられて男性の権威に服従しているならば、なおいつそう選挙権という保護を必要とするであろう」とのべた。<sup>(40)</sup> しかし、女性に選挙権をみとめることがおよぼすもつともいちじるしい影響は「社会のはなはだしい物質的・道徳的害悪と格闘するいつそう強固な決意を立法府に注入すること」であった。<sup>(41)</sup> 政府のおかしやすい過失は「專制」ではなくて「怠惰と無関心」であり、政府は「失策を放置しておくことにまったく良心の呵責を感じず、多量の害悪を代々つみかさねて、その蓄積を抑制することをまったく真剣にこころみよう」としなかつた。男性のみによる政府はこうした「安易な自己満足」を助長する。男性は女性よりも精神的に怠惰であつて「自分があらゆることをおこなつてきたと、すなわちなすべきことはなにもないと、あまりにも信じがち」であった。かれらの良心と感情は覚醒を必要としていた。女性によるいつそう強力にして活発な刺激がこの覚醒に不可欠であった。こうしたことが「女性が市民権の機能を分担するのを承認することから生じるであろう、統治と立法の全体的な過程において、もつともいちじるしい影響」であった。<sup>(42)</sup> 女性が投票権をもつていれば、売春婦に登録・認許・医学的検査を義務づける伝染病法は存在しなかつたであろう。同法のもとで「貧民の妻と娘は警官に嫌疑をかけられて、我慢のならない侮蔑的待遇をうけて」いた。女性選挙権がみとめられれば、国会は同法に反対する女性の「道徳感情」を考慮せざるをえないくなるはずであった。<sup>(43)</sup> すくなく男性は自由主義的で啓発されていて、女性を公平に処遇しようとしていた

けれども、女性が選挙権をもつならば、女性につよい影響力を有する聖職者のいうとおりに投票するのではないかと心配していた。しかし、それは杞憂であった。女性はみずから「公共の問題にかんして知的な意見を形成すること」が自分の「権利にして義務であると、投票の責任によつて、おそわる」にちがいなかつたからである。<sup>(45)</sup> 男性が「かくも非常にとうとぶ自己防衛に必要な手段」を女性にみとめないのは「いやしむべきこと」であつた。人間はみなあやまりをおかすものである。しかし、女性があやまりをおかすから男性が女性に選挙権をみとめないというのは不合理であつた。「安全」とは他者を「排除」することにではなくて、あやまりをおぎないあうことができるよう「万人」の参加をみとめることにあつた。<sup>(46)</sup> 女性を「継続的に排除する口実」は「無意味にして奇妙で」<sup>(47)</sup> あつた。

ミルは演説の最後に「女性に参政権を拡大することは、かの女の市民としての特別な義務と、社会全体のもつとも価値のたかい道徳的利益の促進にかかるものとしてのかの女の全体的な責任にかんする、いつそう適切な感覚を、かの女のなかで助長するのに資するであろう」という決議を提案して、採択された。同時に、庶民院議員であつたジェイカブ・ブライトとチャールズ・デイルクが「選挙にかんする女性の無資格を撤廃する法案」<sup>(48)</sup> を庶民院に提出したことに満足を表明する決議も採択された。

ミルは同法案の成否を懸念して、これに賛成する議員数を予測しようとするが、それをデイルクにしたためた。<sup>(49)</sup> 同法案は一八七〇年五月四日に一二四票対九一票で庶民院の第二読会を通過した。<sup>(50)</sup> しかし、政府が同法案を廃案にする圧力をかけたことによつて、<sup>(51)</sup> 同月一二二日に同法案を委員会に移送することは反対一二〇票、賛成九四票で否決された。<sup>(52)</sup> ミルにとって、賛成票が九四もあつたことは「女性選挙権の問題をめぐる状況がとても改善して」いて「前途」が「意氣揚々」としたものであることをしめしていた。<sup>(53)</sup> こうしたミルの楽観的な予想

にたいして、デイルクは五月二三日にミルへあてたてがみのなかで、女性選挙権を推進するちからが「正義」のみであつて、これはイギリスにおいて「たいした価値がない」ものとみなされているので、運動の目標を「女性選挙権」から「普通選挙権」へ変更することを提案している。<sup>(54)</sup>しかし、ミルは両者を「混同」することが「重大なまちがい」であると論断し、普通選挙権を目標とすれば、労働者に参政権を賦与することで女性選挙権をみとめなくとも「妥協」が成立するおそれがあることを理由に、デイルクの提案を峻拒した。<sup>(55)</sup>

ミルが庶民院で女性選挙権の承認をもとめる演説をおこなつた一八六七年以來、女性選挙権の運動は非常に発展してきた。<sup>(56)</sup>「選挙にかんする女性の無資格を撤廃する法案」は、その反対者が大挙して反発したことによつて否決された。それはかれらが女性選挙権の承認を「重大な問題」と感じたことを証明していた。ミルはデイルクにたいして、次回の選挙までに女性が選挙権をつよくのぞんで、その夫と父親が女性選挙権に賛成する議員候補者に投票する状況をつくりだすようはたらきかけた。<sup>(57)</sup>

チャールズ・キングズリは、女性選挙権運動への支持を撤回した。<sup>(58)</sup>その運動に従事するのが「自分自身のつとめを模範的にはたしてきた、その趣味と習慣が家庭的な女性と、立派な教育としつけをうけた女性」だけではなく、「からさわぎか有名になることをこのむもの」もふくんでいたためである。<sup>(59)</sup>女性選挙権運動が「成功」したことによつて「金もうけが、他人をおしのけて有名になることをめざそうとするひとびと」・「多数の俗悪な利己主義者」・「いまいましい、でしゃばる俗悪なひとびと」があつまってきた。ミルはこれを「さけることのできないわざわい」とみなして「俗悪な、いかがわしい、でしゃばる女性」とおなじようにうまく「おだやかな、高潔な、上品な女性」を、この運動にくわえることを重要な課題とする。<sup>(60)</sup>「おだやかな、自尊心のある女性」が家庭にかくれることは「公共の問題」から「隠遁」することであつた。「気高い」女性が、中世の女子

修道院にしりごみするのとおなじく、自分自身の家庭における性分にあつた私生活にしりごみすることは、こうした運動における「俗悪な」女性を放置することを意味した。イギリスには、新聞と公共的な運動を、ほかのひとびとがなにをかんがえているかをしる唯一の手段とする、莫大な数のひとびとが存在する。社会的なまじわりをほとんどあるいはまったくもたない、多数の書物を購入するか借用する余裕のない資力のとぼしいひとびとは、安価な新聞をみて近所で公開の集会があることをしる。かれらは「尊敬すべきすばらしい」ひとびとで、上流階級のひとびとおなじくらい政治過程に影響をおよぼしている。かれらにはたらきかけるには「新聞と公共的な運動という粗野な手段に譲歩する必要」があつた。上流階級にとつては社交だけで十分だけれども、下層階級と下層中産階級には、あらゆる周知の手段が有益であつた。

ミルは「選挙にかんする女性の無資格を撤廃する法案」が廃案になつたことを、女性選挙権運動を「停止」させるものとみなす見方を否定して、この運動の「進歩」を確信していた<sup>(61)</sup>。伝染病法に反対する運動をとおして、フレドリック・デニスン・モリスやメアリー・カーペンタなど多数のひとびとは、女性が選挙権をもつべきであるということを納得するようになつっていた。「改善すべき真に重要な問題は参政権」であつた。<sup>(62)</sup>

### 三 一八七一年以後

ミルはバーミンガムで女性選挙権にかんする演説をしてほしいという要請をことわつて、スコットランドにおもむく準備をすすめる<sup>(63)</sup>。一八七一年一月一二日にエジンバラのミュージックホールで開催されたエジンバラ女性選挙権全国協会の集会でミルは演説をおこなつた。これはミルによる女性選挙権を支持する「最後の演

「説」であった。男女多数の聴衆がこの集会に参加した。<sup>(65)</sup> ミルが「悪天候」のなかをロンドンからやつてきたのは、この集会に出席するためだけであり、多忙ゆえに翌朝すぐにかえらなければならなかつたので、聴衆はミルに「感謝」し、ながい喝采をもつて歓迎し、起立して帽子とハンカチをふつた。ミルによれば「政治にかんする基本的な真理」・「あらゆる自由な統治の基礎となる真理」とは「一部の国民が権力の独占的な所有主となるならば、かれらの利益が真剣な注意をこと」とくひくということ」であった。<sup>(66)</sup> それは「かららずしも積極的な抑圧を意味するわけではない」けれども「他人に直接関係するにすぎないことよりも、自分に関係することを非常に重要と感ずる普通の人間の性向」であった。それゆえに「女性は参政権を獲得するまでけつして公正に処遇されない」のである。女性は法律の施行によつて、おおくの不当なしうちを確実にうけていた。こうしたことの変革するには、男性だけでなく女性も政府の公務員を選任・解任する投票権をもつ必要があつた。

「選挙権は自己保護に必要」なものであつた。女性は男性によつて隸属状態におかれ「自己防衛の普通の手段」をもたず、「特權」をもつ男性の「善意と好意」にたよらざるをえなかつた。女性のもつとも重要な利益は、無責任に無視されることはないとしても、すくなくともあとまわしにされる。女性にとつては「平等な法律」もその「平等な執行」も存在しなかつた。女性が選挙権をもつていたら、こうしたことはありえなかつた。かりに法律が平等だとしても、その執行は平等でなかつた。そのことは「普通の人間の道徳感情」を公正にか十分に代表しているとみなされている警察裁判所治安判事と刑事裁判官が、女性に残酷な暴行をはたらいた男性をかるい処罰ですませることが証明していく。<sup>(67)</sup>

「男性のおもいやりが女性にとつて十分な保護となる」といわれるけれども、男性が特別に守護・保護すべき女性を「毎日死に瀕するほど殴打し足蹴にして、ついには実際に死なせる」こともあつた。夫に虐待されて

いる女性が「選挙権という武器」をもたずくに保護される機会をもつことはできなかつた。法律とその執行は女性の身体を保護することさえできなかつた。女性は選挙権をみとめられず、そのもつとも重要な利益は無視されていた。それを改善するには支配者たる男性が女性の利益を、自分自身の利益とおなじように重視して、女性の不平の原因を是正することを政治家にとつて重要なこととしなければならなかつた。

納税者には代表される権利をあたえるべきであるというのが英國憲法の命ずるところであつたのに、女性は納税していても、もつともすぐれた実践的な能力をもついても、投票権をもたなかつた。<sup>(2)</sup>それは女性を女性であるがゆえに罰するのにひとしかつた<sup>(3)</sup>。女性は肉体的によわいため、もつともおおくの保護を必要としているのに、重要な権利を剥奪され、不完全な状態におかれていた。これは女性にたいする「侮辱」・「侮蔑的な待遇」であつた。

男性は女性をたんに「女性」とみなしていく、「人間」とみなすことをわすれていた。女性が選挙権をもつべきなのは女性自身のためだけでなく、男女双方の、さらには後世のひとびとのためでもあつた。その第一の理由は、公共的な美德をひろげるということであつた。女性はすでにおおくのちからを有しているので、選挙権は不要であると主張される。しかし、それは男性に「甘言」を弄して「寵愛」されるというものであつて、女性を不当な待遇から保護するには、なげかわしいほど不十分であつた。また「間接的な、公認されていない」「必要な知識と適切な責任がともなわない」ちからであつた。女性は、公共の問題が自分の本分ではないと命じられて、それによつたく関心をもつてはならないとおそわつてゐる。こうした教育と責任の欠如によつて、女性が概して男性よりも強力な良心的的感情をもつとみとめられるに至つてもかかわらず、「公共的な良心」を有する女性は非常に少数となつていた<sup>(4)</sup>。こうしたことは、はなはだしい害悪であった。「政治的・社会的進

歩の支持者が格闘しなければならない最大の障害」・「たえずかれらの奮闘を妨害して、かれらを失望させる障害物」は「普通の市民の政治的良心がよわいこと」であった。これは民主主義に特有の「危険・失敗」であった。すなわち「有権者が公衆にたいする義務を十分に感じないで、投票場にいかないか、そこにいつて私的な利益を助長するものに投票すること」であった。妻が夫の「公衆にたいする任務」に興味をいだかず、「家族にたいする任務」にのみ夫の関心をむけさせるならば、その夫が「私益を公益の下位におく学習」をすることは期待しえなかつた。夫と妻の関係がますます密接になりつつあるなかで、男性に「公共的な美德」をもたせんには、女性にもそれをもたせなければならなかつた。女性は「公共善」が自分の本分でないといわれて信じるならば「公共善にかんする良心」をもつことはできなかつた。女性に男性とおなじ権利をあたえれば、おなじ義務が付随するはずであつた。妻は夫の「公共的な任務の誠実な遂行をもつとも有効に鼓舞する」にちがいなかつた。

女性が選挙権をもつのが万人のためになる第二の理由は「現在浪費されている」「莫大な量の知力と実際的な事務能力」を「公共的な有用性をもつ重要な分野」で活用しうることである。女性はすぐれた行政能力を有していた。それは、アメリカ南北戦争時の「衛生委員会」の活躍が証明<sup>(23)</sup>していた。この委員会を「計画・組織・運営」したのは女性であつて、政府が首尾よくおこないえなかつた兵士の健康管理と衛生問題の處理を、政府にかわって適切におこなつた。女性は「実際的なしことを自分で立派になしうる」のだから「実際的なしことをまかせうるものをおそらくのに参加するにふさわしいはず」だつた。選挙権を女性に拡大することは「正当でも好都合でも」あつた。

かりに女性を家庭と社会で男性に従属させるべきであるとしても、かの女にたいする男性の統治権がそれに

ふさわしい責任のもとで行使されるために、かの女はなおさら選挙権を必要とする。政治的な保護をもつとも必要とするのは家庭で従属しているものである。それは不当な待遇をもつともうけるからである。多数のひとびとの正当な要求につまでも抵抗することのできない「人間の発展の時代」のなかで、社会は女性参政権の賦与にむかっていた。女性を排除することは、「旧態依然たる社会の、すなわち特權と無資格からなる体制の、存続する残滓」であった。<sup>(26)</sup>ほかの独占権はことごとく廃止されつつあるが廃止されていた。<sup>(27)</sup>法律で性別のみを理由として男性に許可することを女性に許可しないのは、あらゆる「時代の精神」が抗するものであつた。男女差別があたかも「自然」であるかのようにみせかける法律は「人類の進歩」にそぐわなかつた。ミルは「女性の無資格を除去するのにかかる時間」を予測しえず「人類の習慣と世論における重大な変革がつねに時間のかかる」と承知していたけれども、いつかそれが実現することを確信していた。かれは演説のおわりに「この国では土地か家屋の所有か占有が代表の基礎となつてゐるので、性別を資格剥奪の根拠として、選挙権を使用する資格を十分にもつ多数の聰明なひとを排除するのは、原理的に不正である。また、イギリスにおける最近の教育委員会の選挙が証明したところによれば、女性はこうした権利行使するのをのぞんでいるだけでなく、すこしも迷惑をかけずに行使しよう」という決議を提案して、満場一致で採択された。

アメリカの政治家にして女性選挙権の運動家でもあつたジェイムズ＝キー・ポッチャ＝ハミルトン＝ウイルコックス——かれは一八六九年九月にアヴィーニヨーンのミルを訪問して<sup>(28)</sup>いた——は「人口過剰の原因」が「女性の従属」であつて、その「解決策」は女性の「参政権賦与」であるとみなしていた。<sup>(29)</sup>これはミルとおなじ見解であつて、ミルにおいても「人口増加」と「女性の従属」は密接に「関連」していた。<sup>(30)</sup>女性参政権の賦与は「人間社会におけるあらゆる進歩のなかの、もつとも重要にしてもつとも主要なものから生ずるであろう、無

限の恩恵のひとつ」であった。<sup>(87)</sup>

一八七一年にリデイア＝ベッカやジェイカブ＝ブライトなどが女性選挙権全国協会の中央委員会を設立して、ロンドン女性選挙権全国協会と断絶した。<sup>(88)</sup> 分裂の要因は、ミルとその支持者が女性選挙権の運動と、ジョウジフィーン＝バトラの指導する伝染病法廃止の運動とを分離しようとしたことにある。ミルは伝染病法の廃止をねがっていたけれども、その運動には異論がおおかつたので、女性選挙権運動がそれと結合したばあい、女性選挙権を実現するうえで重大な障害となると予想したからである。売春婦の主張を支持する女性は不道徳か無分別とみなされ、社会の敵意のまととなっていた。<sup>(89)</sup> こうした運動の分裂はアメリカでもみられた。ミルにとっては女性選挙権こそが「あらゆる政治的改良のなかのもつとも重要なもの」であった。<sup>(90)</sup>

### おわりに

ミルは死去する一八七三年に、女性選挙権全国協会ブリストル・イギリス西部支部からブリストルでの集会に出席するようさそわれたけれども、参加することはできなかつた。<sup>(91)</sup> とはいえ、女性選挙権に賛成する保守党議員との連携を模索するなど、女性の政治参加への情熱を最期までもちづけた。

周知のとおりミルの思想は、一九世紀後半から二〇世紀前半において女性の政治的権利を主として要求した第一派フェミニズムに属するものであり、性別役割分業論をかならずしも明確に否定しなかつたために、一九六〇年代以降に登場した第二派フェミニズムから批判をうけることになる。たとえばミルは『女性の解放』において「男性が職業を選択するときと同様に、女性は結婚するときに、家政と家族の養育を、かの女の

一生のうち、いの田的に必要とする年月のあいだだけ、かの女の努力を要する第一のいとして選択する  
と、一般に理解されるかもしけない<sup>(註)</sup>とのべる。これを論拠として、かれが伝統的な性別役割分業論に賛成・固執してゐると指摘するものもある。

これは「ペーミルにとって女性選挙権とは、女性の利益を保障する手段である」といふ、「普通の市民の政治的良心がよわい」という民主主義に特有の「危険・失敗」を克服するために、女性に政治参加をとおして「公共的な良心」・「公共的な美德」・「公共善にかんする良心」をもたせて、それを社会全体にひろげていくためのものだった。「女性にたいする平等な正義を実現する」などの、広範囲におよぶ社会的な善<sup>(註)</sup>を追求する「ペーミル」は現代においても市民社会の形成に有益な示唆をあたえるものであるとおもわれる。

#### (Endnotes)

\* 〃の著作は John M. Robson et al. eds., *Collected Works of John Stuart Mill*, 33 vols., University of Toronto Press, 1963-1991. を参照。注記ねじり CW へ登録した。

(1) Mill, John Stuart, *On Liberty* (1859), CW, XVIII, p. 305. 早坂忠訳『自由論』『世界の名著49』(中央公論社、一九七九年) 111111頁。Keane, John, *Democracy and Civil Society: On the Predicaments of European Socialism, the Prospects for Democracy, and the Problem of Controlling Social and Political Power* (London; New York: Verso, 1988), p. 36. 山口定『市民社会論——歴史的遺産と新展開』(有斐閣、1990年) 1回100頁。星野智『市民社会の系譜

述』(『婦運叢書』、110〇九年) 11回<sup>o</sup>

- (α) Mill, J. S., "The Letter to S. Alfred Steithal (1st December 1868)," *CW*, XVI, p. 1503.
- (β) Ibid., pp. 1503-1504.
- (γ) Ibid., p. 1504.
- (δ) Do., "The Letter to Archibald Michie (December 7, 1868)," *CW*, XVI, p. 1516.
- (ε) Do., "The Letter to Mrs. Philippine Kyllmann (After January 22, 1869)," *CW*, XVII, p. 1551.
- (ζ) Do., "The Letter to William Wood (March 17, 1869)," *CW*, XVII, p. 1575.
- (η) Ibid., pp. 1575-1576. Do., "The Letter to William Wood (April 6, 1869)," *CW*, XVII, pp. 1584-1585.
- (θ) Do., "The Letter to Elizabeth Cady Stanton (April 25, 1869)," *CW*, XVII, p. 1594.
- (ι) Ibid., p. 1594, n. 1.
- (κ) Ibid., p. 1594, n. 2.
- (λ) Do., *The Subjection of Women* (1869), *CW*, XXI, pp. 270-271. 大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』(堺波書店、1874年刊行) 162回<sup>o</sup>
- (μ) Do., "The Letter to Thomas Joseph Halsam (August 17, 1867)," *CW*, XXXII, pp. 182-183, n. 3.
- (ν) Do., "The Letter to Charles Bradlaugh (May 7, 1869)," *CW*, XXXII, p. 206.
- (ξ) Do., "The Letter to Charles Bradlaugh (May 24, 1869)," *CW*, XVII, p. 1606.
- (ο) Do., "New England Woman's Suffrage Association (*New York Tribune*, 27 May, 1869)," *CW*, XXXV, p. 1220, editor's note.
- (π) Ibid., p. 1221.
- (ρ) Cf. "An Act to Shorten the Term of Residence required as a Qualification for the Municipal Franchise, and to make

provision for other purposes [2d August 1869]," 32 & 33 Victoria, CHAP. 55, esp. Clause 9, *A Collection of the Public General Statutes passed in the Thirty-second and Thirty-third Years of the Reign of Her Majesty Queen Victoria, at the Parliament begun and holden at Westminster, the Ten Day of December, Anno Domini 1868, in the Thirty-second Year of the Reign of our Sovereign Lady VICTORIA, by the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Queen, Defender of the Faith: Being the FIRST SESSION of the TWENTIETH PARLIAMENT of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (London: Printed by George Edward Eyre and William

Spotiswoode, Printers to the Queen's most Excellent Majesty, 1869), p. 197.  
(12) Mill, J. S., "The Letter to Charles Eliot Norton (June 23, 1869)," *CW*, XVII, p. 1624.  
Bain (July 14, 1869), "CW, XVII, p. 1624.

(13) Do., "Women's Suffrage [1] (18 July, 1869)," *CW*, XXIX, pp. 373-381. Cf. do., "Manuscript Draft of Women's Suffrage [1] (1869)," *CW*, XXIX, pp. 604-609.

(21) Do., "Women's Suffrage [1]," p. 373, editor's note.

(22) Ibid. p. 373.

(23) Ibid., pp. 373-374.

(24) Ibid., p. 374.

(25) Ibid., pp. 374-375.

(26) Ibid., p. 375.

(27) Ibid., pp. 375-376.

(28) Ibid., p. 376.

(29) Ibid., p. 377.

- 19世紀イギリスにおける市民社会論
- (32) Ibid., p. 378.
- (33) Shakespeare, William, *The Tragedy of Othello, the Moor of Venice*, II i, 160; G. Blakemore Evans ed., *The Riverside Shakespeare* (Boston, Houghton Mifflin, 1974), p. 1213. 小田嶽道訳『オセロ』〔ハムレットの年集〕(日本社「一九七八年」) 1152頁。
- (34) Mill, J. S., "Women's Suffrage [1]," p. 379.
- (35) Ibid., p. 380.
- (36) Do., "The Letter to William Wood (August 30, 1869)," CW, XVII, p. 1636. Do., "The Letter to William Wood (October 6, 1869)," CW, XVII, pp. 1646-1647. Cf. do., "The Letter to William Wood (December 14, 1869)," CW, XVII, pp. 1672-1673.
- (37) Do., "The Letter to Henry Fawcett (October 7, 1869)," CW, XVII, pp. 1647-1648. Do., "The Letter to Mrs. Peter Alfred Taylor (7th October 1869)," CW, XVII, pp. 1648-1649.
- (38) Do., "The Letter to Paulina Wright Davis (December 11, 1869)," CW, XVII, p. 1670.
- (39) Ibid., p. 1670, n. 3.
- (40) Ibid., pp. 1670-1671.
- (41) Do., "Women's Suffrage [2] (26 March, 1870)," CW, XXIX, p. 386, editor's note.
- (42) Ibid., p. 386.
- (43) Ibid., p. 387.
- (44) Ibid., p. 388.
- (45) "An Act to amend the Contagious Diseases Act, 1866 [11th August 1869]," 32 & 33 Victoria, CHAP. 96. A Collection of the Public General Statutes passed in the Thirty-second and Thirty-third Years of the Reign of Her Majesty

*Queen Victoria, at the Parliament begun and holden at Westminster, the Ten Day of December, Anno Domini 1868, in the Thirty-second Year of the Reign of our Sovereign Lady VICTORIA, by the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Queen, Defender of the Faith. Being the FIRST SESSION of the TWENTIETH PARLIAMENT of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (London: Printed by George Edward Eyre and William Spottiswoode, Printers to the Queen's most Excellent Majesty, 1869), pp. 392-401. Cf. "An Act for the Prevention of Contagious Diseases of certain Naval and Military Stations [29th July 1864]," 27 & 28 Victoria, CAP. LXXXV, *A Collection of the Public General Statutes passed in the Twenty-seventh and Twenty-eighth Years of the Reign of Her Majesty Queen Victoria: Being the SIXTH SESSION of the EIGHTEENTH PARLIAMENT of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (London: Printed by George Edward Eyre and William Spottiswoode, Printers to the Queen's most Excellent Majesty, 1864), pp. 357-362. "An Act for the better Prevention of Contagious Diseases of certain Naval and Military Stations [11th June 1866]," 29 Victoria, CAP. XXXV, *A Collection of the Public General Statutes passed in the Twenty-ninth and Thirtieth Years of the Reign of Her Majesty Queen Victoria: Being the FIRST SESSION of the NINETEENTH PARLIAMENT of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (London: Printed by George Edward Eyre and William Spottiswoode, Printers to the Queen's most Excellent Majesty, 1866), pp. 150-164.

(44) Mill, J. S., "Women's Suffrage [2]," p. 389.

(45) Ibid., p. 390.

(46) Ibid., pp. 390-391.

(47) Ibid., p. 391.

(48) "A Bill to Remove the Electoral Disabilities of Women (16 February, 1870)," 33 Victoria, *The House of Commons*

*Parliamentary Papers*, 1870, vol. IV, pp. 799-780 (not enacted).

- (48) Mill, J. S., "The Letter to Sir Charles Wentworth Dilke (April 11. 1870)," *CW*, XVII, p. 1712.
- (49) *Hansard's Parliamentary Debates*, Third series, vol. CCI, col. 239.
- (50) Mill, J. S., "The Letter to Sir Charles Wentworth Dilke (May 28. 1870)," *CW*, XVII, p. 1727, n. 2.
- (51) *Hansard's Parliamentary Debates*, Third series, vol. CCI, col. 622.
- (52) Mill, J. S., "The Letter to Sir Charles Wentworth Dilke (May 28. 1870)," pp. 1727-1728.
- (53) Dilke, Charles Wentworth, "The Letter to John Stuart Mill (May 23. 1870)," quoted in *CW*, XVII, p. 1728, n. 3.
- (54) Mill, J. S., "The Letter to Sir Charles Wentworth Dilke (May 28. 1870)," p. 1728.
- (55) Do, "The Letter to Thomas Hare (May 29. 1870)," *CW*, XVII, p. 1730.
- (56) Do, "The Letter to Sir Charles Wentworth Dilke (June 3. 1870)," *CW*, XVII, pp. 1730-1731.
- (57) Do, "The Letter to Charles Kingsley (July 9. 1870)," *CW*, XVII, p. 1742, n. 1.
- (58) Ibid., p. 1742.
- (59) Ibid., p. 1742.
- (60) Ibid., p. 1743.
- (61) Ibid., p. 1744.
- (62) Do., "The Letter to John Nichol (December 29. 1870)," *CW*, XVII, p. 1789.
- (63) Do., "The Letter to an Unidentified Correspondent (January 5. 1871)," *CW*, XVII, p. 1794.
- (64) Do., "La Lettre à Gustave D'Eichthal (le 9 janvier 1871)," *CW*, XVII, p. 1796.
- (65) Taylor, Helen, "Continuation of the Autobiography," *CW*, I, p. 625.
- (66) Mill, J. S., "Women's Suffrage [3] (12 January, 1871)," *CW*, XXIX, p. 402, editor's note.
- (67) Ibid., p. 402.

- (68) Ibid. pp. 402-403.
- (69) Ibid. p. 403.
- (70) Ibid. pp. 403-404.
- (71) Ibid. p. 404.
- (72) Ibid. p. 405.
- (73) Ibid. p. 406.
- (74) Ibid. pp. 406-407.
- (75) Ibid. p. 407.
- (76) Do. "The Letter to J. K. Hamilton Willcox (January 20. 1871)," CW, XVII, p. 1801, n. 1.
- (77) Willcox, James Keappoch Hamilton, "Women's Sphere—Population and Suffrage—New Views," *Woodhull and Claf. fin's Weekly*, August 27. 1870, quoted in Mill. J. S., "The Letter to J. K. Hamilton Willcox (January 20. 1871)," p. 1801, n. 3.
- (78) Rawls, John (Samuel Freeman ed.), *Lectures on the History of Political Philosophy* (Cambridge, Massachusetts, The Belknap Press of Harvard University Press, 2007), pp. 298-299.
- (79) Mill. J. S., "The Letter to J. K. Hamilton Willcox (January 20. 1871)," p. 1801.
- (80) Do., "The Letter to George Croom Robertson (May 13. 1871)," CW, XVII, p. 1818, n. 2.
- (81) Strachey, Ray, "*The Cause*": A Short History of the Women's Movement in Great Britain (London : G. Bell and Sons, Ltd. 1928), p. 191. 現代英國女性運動史——1790-1840 (アーヴィング著、1900年) | 日文版。
- (82) Mill. J. S., "The Letter to George Croom Robertson (September 20. 1871)," CW, XVII, p. 1834.

- (83) Do., "The Letter to George Croom Robertson (November 5, 1872)," *CW*, XVII, p. 1917.
- (84) Do., "The Letter to Lilias S. Ashworth (After January 27, 1873)," *CW*, XVII, p. 1933.
- (85) Do., "The Letter to George Croom Robertson (February 8, 1873)," *CW*, XVII, p. 1938.
- (86) Do., *The Subjection of Women*, p. 298. カソロヒ 1 1 ○印<sup>o</sup>
- (87) Okin, Susan Moller, *Women in Western Political Thought* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1979), pp. 226-227. Do., "John Stuart Mill's Feminism: *The Subjection of Women* and the Improvement of Mankind," Maria H. Morales ed., *Mill's The Subjection of Women*, (Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 2005), pp. 45-46.
- (88) Rawls, J. (S. Freeman ed.), *op. cit.*, p. 299.